

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

2020年4月1日～2022年3月31日までの2年間

内容

目標1

年次有給休暇、その他休暇を取得しやすい環境を整える。

一人当たりの平均年間消化6日以上の取得を推進する。

〈対策〉

2020年度4月～ 有給休暇の年間計画表様式を作成し計画的な取得を推進する。

2020年度4月～ 有給休暇の取得計画の達成状況を勤怠システムで管理できる機能を構築する。

目標2

時間外労働を短縮し、調和のとれたワークライフバランスの実現。

職場ごとのノー残業デーの設置。

〈対策〉

2020年度4月～ 現在、実施の時間外労働の適正化推進対策を継続。

職場ごとの適正配置や業務内容、業務分担等の改善を含む。

2020年度4月～ 職場ごとのノー残業デー設置に向けて、計画期間内の導入を目指す。